

移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 現状の課題

乗合バス車両についてはバリアフリー化整備を進めるべくノンステップバスの導入を推進しており、全体の約9割の代替が完了している一方で、高速バス車両はバリアフリー化がコスト面・運用面から困難であり、一部車両の導入に留まっている。それらの車両につきましても下記のような問題が提起されており、対応を検討している。

① リフト付きバス

- ・ 操作時間（リフト操作及び車いす固定に約20分を要する）
- ・ 発着場所の制限（乗降に時間を要するため高頻度発着のバス停では使用不可）
- ・ 荷物室の容量（通常の約3分の2に縮小）
- ・ 座席数の制限（車いす1台につき8席程度使用不可）

② ダブルデッカー

- ・ 荷物室の容量（通常車両の半分以下）
- ・ 車両導入費用（通常車両+42,270千円/両）
- ・ 外国産のためメンテナンス時に時間を要する

(2) 今後の対応方針

上記の課題を勘案し、2019年度中にエレベーター付き車両を2両導入する。
また、現在運用している通常の乗合バス車両については、反転式スロープ板や段差部のLED注意喚起などを装備しているが、一部未対応の車両が混在していることから代替新造を継続し、バリアフリーガイドラインへの対応を推進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター付バス	・ エレベーター付きバスを2台導入する（2019年度）
ノンステップバス	・ ノンステップバスを28台導入する（2019年度） （うちワンステップバスからの代替24両）

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の周知	・エレベーター付きバスやリフト付きバスを利用したことがない乗客のために、予約方法や乗車方法についてウェブサイトなどを通じて周知を図る(2019年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバスを運行する路線	・バリアフリー車両の運行時間について、ウェブサイト、停留所等で把握できるようにする(2019年度)
情報提供の拡充	・停留所のバスロケ表示機をLEDからLCDに代替し、情報提供を拡充するとともに、色弱の方でも見やすい配色にする。 (2019年度6か所)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・新人乗務員を対象とした高齢者、障害者の方の乗降支援に関する教習を実施する(2019年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

定期券発売業務に関する業務委託契約先と定期連絡会を実施し、実際の窓口に寄せられるお客様の声を反映する体制づくりを行う。(2019年度)

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし(前年度の計画がないため)	

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。